

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年8月12日 08時30分頃
発生場所	明石海峡南東方沖 浦港南防波堤灯台から真方位091°6.9海里付近 (概位 北緯34°32.5′ 東経135°08.1′)
事故の概要	漁船住吉丸は、えい網しながら北進中、また、プレジャーボートマーサーIIは、船首を北東方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 住吉丸、4.8トン HG3-36691（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート マーサーII、5トン未満（長さ7.77m） 242-17361兵庫、有限会社秀平自動車
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 南東流約2ノット (kn)
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、明石海峡南東方沖で底引き網漁中、4回目のえい網を開始し、約2.6knの対地速力で自動操舵により北進した。 船長Aは、えい網を開始後しばらくして、船首方に10隻以上の釣船（以下「釣船群」という。）が漂泊しているのを認め、これを避けて西方を通過しようと思い、自動操舵のまま左舵を取った。その後、船長Aは、左舷船尾甲板上に正座して右舷方を向いて漁獲した魚の選別作業を開始した。 選別作業を開始して約5分後、船長Aは、船首方からポンという音を聞き、立ち上がって船首甲板に移動したところ、右舷方にB船を視認し、船長Bから衝突した旨を聞いてA船の船首部とB船の船尾部とが衝突したことに気付いた。 (写真1 参照)

↑ 船首方



右舷方→

船長 A

写真 1 船長 A の本事故時の作業場所

船長 A は、左舵を取ったので前路に航行の支障となる他船はいなくなつたと思ひ、A 船が釣船群の西方に離れたかどうかを確認せずに魚の選別作業に意識を集中して船首方を見ていなかった。

B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、明石海峡南東方沖で、船外機を中立運転とし、左舷後部甲板上に立って左舷側から竿を出し、船首を北東方に向けた状態で潮流により南東方に流されながら漂泊し、釣りを行っていた。

船長 B は、ふと後方を振り向いたところ、右舷船尾方約 20～30 m に接近した A 船に気付いて衝突の危険を感じ、大声を上げて手を振ったもののどうすることもできず、B 船の船尾部と A 船の船首部とが衝突した。

船長 B は、B 船の船外機が破損して始動できなかったため、118 番に通報した。B 船は、現場に来援した巡視艇により、係留地まで曳航された。

船長 B は、これまでは、航行中の他船が漂泊中の B 船を避けていたので、本事故時も航行中の他船が B 船を避けると思ひ、釣り竿の竿先を見ることに注意を向けて周囲の見張りを行っておらず、A 船が接近していることに気付いていなかった。

船長 B は、B 船の汽笛のスイッチが船橋内にあつたので、A 船に気付いたときにすぐに鳴らすことができなかった。

(付図 1 事故発生経過概略図 参照)

分析

A 船は、えい網しながら北進中、船長 A が、前路に航行に支障となる他船はいないと思ひ、左舷船尾甲板上で右舷方に向けて魚の選別作業を行い、見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊中の B 船に気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。

船長 A は、左舵を取ったので前路に航行の支障となる他船はいなくなつたと思ひ、A 船が釣船群の西方に離れたかどうかを確認しなかったものと考えられる。

B 船は、船首を北東方に向けて船外機を中立運転にした状態で漂泊中、船長 B が、航行中の他船が B 船を避けると思ひ、釣り竿の竿先を

	<p>見ることに注意を向けて周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまでは、航行中の他船が漂流中のB船を避けていたことから、本事故時も他船がB船を避けたらと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がえい網しながら北進中、B船が船首を北東方に向けて漂流中、船長Aが、前路に航行に支障となる他船はいないと思いい、見張りを行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けたらと思いい、周囲の見張りを行っていなかったため、避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中は操船に専念し、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂流中であっても釣り等に注意を向け過ぎることなく、周囲の見張りを適切に行い、接近する他船を認めた場合は、余裕のある時機に有効な音響による信号で注意喚起や機関を使用した移動をするなど衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生經過概略図

